

道路整備技術基準

土 浦 市

道路整備技術基準目次

No.		p.
1	(道路の区分)	1
参考図 1	道路の区分、道路（車道）幅員の考え方（参考例）	2
2	(単体的な開発行為の敷地に接する道路の幅員)	3
3	(開発区域内の地区幹線道路及び開発区域外の 接統道路の幅員)	3
4	(歩道の設置)	6
5	(行き止まりとなる道路の制限)	6
6	(道路内に設ける階段の制限)	8
7	(歩行者専用道路)	8
8	(道路の曲線半径)	8
9	(道路の縦断勾配と舗装種別)	8
10	(道路の縦断曲線)	9
11	(道路の横断勾配)	9
12	(道路のすみ切り)	9
参考図 2	すみ切りの長さ及び形状ならびに位置	10
13	(車道の舗装)	11
14	(歩道の舗装)	11
15	(雨水等の排水施設)	12
16	(交通安全施設等)	12
17	(道路の下のり)	14
18	(橋りょう)	14
19	(街路樹)	14
20	(境界石標)	14
21	(道路測量)	14
22	(道路の占用物件)	14
23	(材料)	14
24	(工事検査)	14

・道路整備基準に係る都市計画法令	p 15
・工事完了(中間)検査運用指針	16
・宅地開発指導要綱に係る業務(開発区域外)	17
・宅地開発指導要綱に係る業務(開発区域内)	18

※留意事項

- ・道路整備技術基準におけるただし書の市長がやむを得ないと認める場合については、関係各課協議のうえ決定し、運用するものとする。

道路整備技術基準

(施行日 平成12年4月1日)

この基準は、都市計画法第29条許可基準等に係る同法第33条第1項第2号及び同法第2項に基づき政令及び省令に規定している技術的細目基準に関し、必要な道路整備技術基準を具体的に定めることにより宅地開発に伴う同法第32条に基づく公共施設管理者の同意等に係る事務手続き及び道路の整備が適切かつ円滑に進められることを目的とする。

道路

(道路の区分)

(参考図I)

1 開発区域内における道路の計画は、発生交通量、通過交通量及び交通施設等の交通計画を勘案して、道路の区分を次の各号により定めなければならない。

(1) 幹線道路

都市計画道路及び開発区域の自動車発生交通量等通行量が特に著しく、区域外への集約的役割を有するもの。幅員その他の基準については別途協議により定める。

(2) 地区幹線道路

開発区域内の道路の骨格となり、区域外からの交通を区域内へ導入し、また、区域内相互の連絡をする道路。

幅員は、開発規模、通過交通等を勘案して定める。

(3) 区画道路

開発区域の区画構成の基本となり専ら区画への沿道サービスを主目的とする道路で、その画地上関係のない通過交通を排除した道路。

幅員は、6.0mを原則とする。ただし、次の各号に該当する場合は5.5m以上とすることができる。

ア 計画内容が住宅であること。

イ 当該道路の延長が120m以下であること。

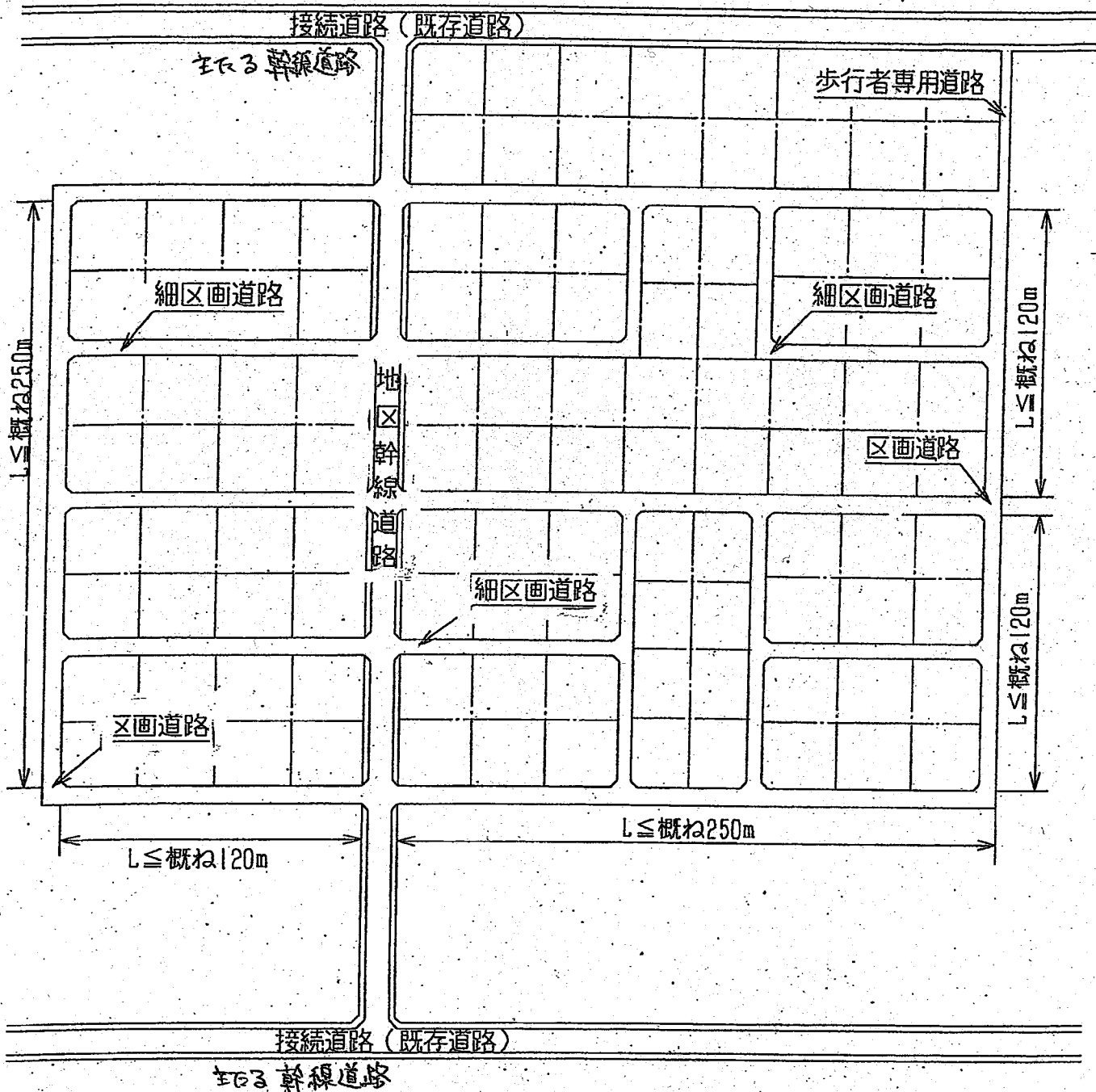
(4) 細区画道路

開発区域内で区画道路のみと接続し、その利用が当該道路に面する敷地の居住者等に限られる小区間道路。小区間とは、延長120m以下であり、幅員は原則として5.0m以上とする。ただし、計画内容が戸建専用住宅にあっては、4.5m以上の幅員とすることができる。

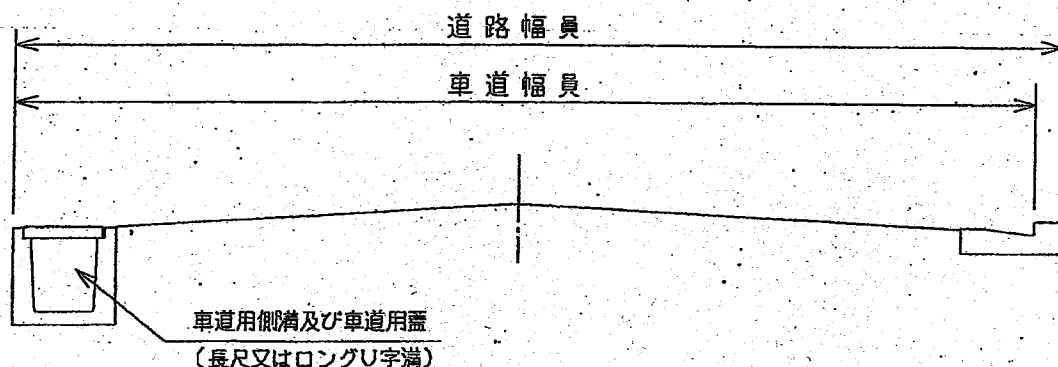
(5) 歩行者専用道路

歩行者専用道路の設置は、開発規模及び内容を勘案して定めること。

<参考図1> 道路の区分(参考例)



道路(車道)幅員の考え方(参考例)



○ (単体的な開発行為の敷地に接する道路の幅員)

2 予定建築物又は特定工作物の敷地に接する道路の幅員は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の敷地にあつては、幅員6.0m以上の道路に接すること。ただし、開発区域の規模等により通行上支障のないものとして、市長がやむを得ないと認める場合は、4.5m（戸建専用住宅の敷地にあつては、4.0m）以上とすることができる。
- (2) 住宅以外の建築物又は第1種特定工作物の敷地にあつては、表1により定める。

(表1)

敷地規模 (㎡)	敷地に接する道路の幅員 (m)
1,000 未満	6.0 以上
1,000 以上 注	9.0 以上

注

- ① 敷地に接する道路の幅員とは、原則として既存道路の幅員とする。ただし、既存道路を開発区域内として、拡幅整備計画し、敷地に接する道路の幅員の条件を具備することが確実に担保される場合は、既存道路の幅員と見做すものとする。
なお、「敷地に接する道路」とは、当該敷地の前面のみならず、主要な道路に至るまでの道路をいう。
- ② 第1種特定工作物を除く住宅以外の建築の用に供する目的で行う開発区域の規模が1ha未満(第2種特定工作物を除く、運動・レジャー施設の場合は5ha未満)の単体的な開発行為(開発区域に新たに道路が築造されない計画をいう。なお、既存道路の拡幅整備は、新たな道路築造ではない。以下同じ。)であつて、市長がやむを得ないと認める場合は、敷地に接する道路の幅員については車道幅員5.5m以上とすることができる。
- (3) 第2種特定工作物の敷地にあつては、幅員9.0m以上の道路に接すること。ただし、敷地規模が5ha未満の単体的な開発行為であつて、市長がやむを得ないと認める場合は、道路の幅員については車道幅員5.5m以上とすることができる。

(開発区域内の地区幹線道路及び開発区域外の接続道路の幅員)

3 開発区域内の地区幹線道路及び開発区域内の主要な道路が接続すべき開発区域外の道路(接続道路)の幅員は、次のとおりとする。

- (1) 開発区域内の地区幹線道路の幅員は、開発区域の規模に応じ、表2により定める。

なお、地区幹線道路のうち、接続道路と接続する部分（進入路）は、地区幹線道路と同一幅員で2本以上設置することとし、市長がやむを得ないと認める場合は1本とすることができる。

- (2) 開発区域内の主要な道路（地区幹線道路）は、開発区域外の幅員9.0m（開発区域面積が20ha 以上の場合にあつては12m）以上の道路に接続すること。ただし、開発区域の周辺の道路状況によりやむを得ないと認められるときは、表2によることができる。

(表2)

開発区域の規模(ha)	地区幹線道路の幅員(m)	注1	接続道路の幅員(m)
0.1以上 0.5未満	6.0以上	5.5以上	(4.5以上)
0.5 " 1 "	6.0 "	6.0 "	(5.0 ")
1 " 5 "	7.0 "	6.5 "	(5.5 ")
5 " 20 "	9.0 "	9.0 "	
20 " 50 "	12.0 "	12.0 "	
50 "	12.0~16.0 "	12.0 "	

注1 接続道路の幅員とは、原則として既存道路の幅員とする。ただし、既存道路を開発区域内として、拡幅整備計画し、接続道路の幅員の条件を具備することが確実に担保される場合は、既存道路の幅員と見做すものとする。

なお、「接続道路」とは、直接「開発区域内の主要な道路」が接続する部分だけでなく、開発区域外の主要な道路に至るまでの道路をいう。

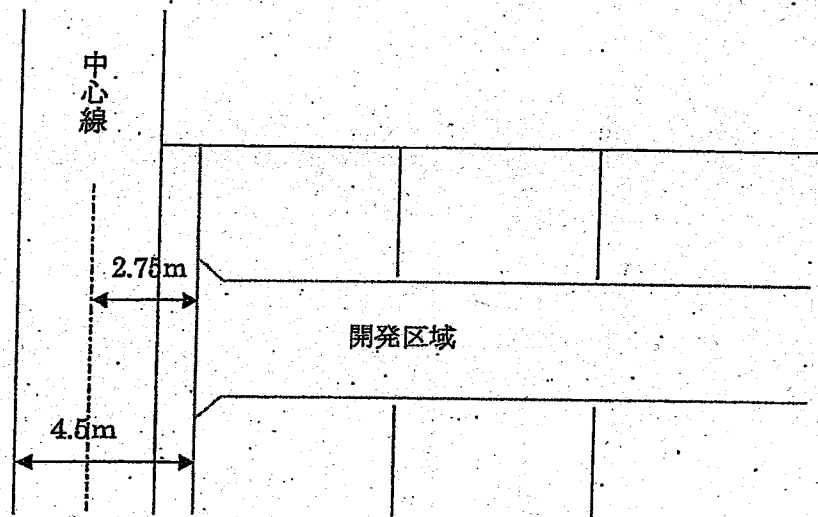
注2 計画内容が住宅である場合に限って、右欄括弧内の道路の幅員とすることができる。ただし、幅員が5.5m未満の場合は、必要に応じて、一部拡幅または待避所を設けるものとする。（一部拡幅基準又は待避所を設ける基準による。）

(1) 一部拡幅基準

宅地開発区域に接する既存道路の幅員が5.5m未満の場合は、道路の中心線から水平距離で2.75m以上後退し、かつ、その全体の幅員を4.5m以上とすること。（別図1）

また、既存道路の一方ががけ地、用水路及び鉄道敷地である場合または、整備済若しくは、整備計画の道路については、別途協議するものとする。

別図 1



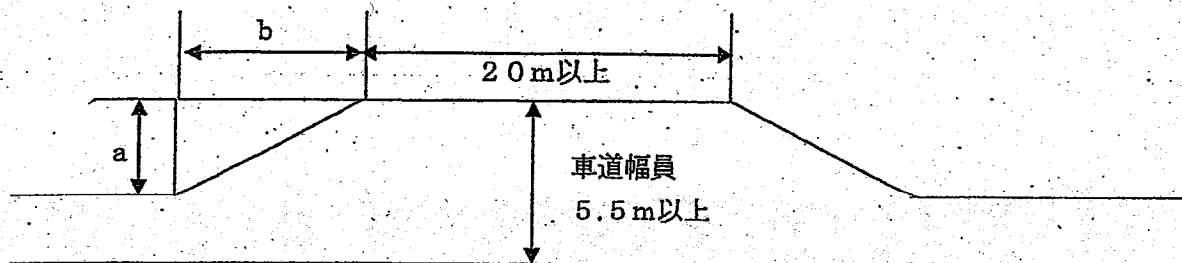
(2) 待避所を設ける基準

車道幅員 5.5 m以上の既存道路までの距離が 300 mを越える場合は、待避所を設けること。(別図 2)

なお、待避所は次の基準により設置すること。

- ア 待避所相互間の距離は、300 m以内とすること。
- イ 待避所相互間の道路の大部分の待避所から見とおすことができること。
- ウ 待避所の長さは、20 m以上とし、その区間の車道幅員は 5.5 m以上とする。
- エ 待避所は公共施設として帰属管理を明確にし原則として道路管理者に所有権を移転するものとする。

別図 2



ただし、 $b \geq 2a$ とする

(歩道の設置)

- 4 幅員 9.0 m以上の開発区域内の道路及び区域外道路との接続道路にあつては、表 3 に掲げる歩道を有する道路構造としなければならない。ただし、歩道に植樹する場合は歩道の有効幅員は最小 2.0 mとする。

(表 3)

幅員 (m)	車道 (m)	歩道 (m)
9.0	7.0	2.0
12.0	7.0~8.0	2.0~2.5 × 2
16.0	9.0	3.5 × 2

(行き止まりとなる道路の制限)

- 5 道路は行き止まりとしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で市長が通行上及び避難上支障がないと認めたときは、この限りでない。

なお、この場合において道路延長、道路の幅員、転回広場は、表 4 及び別図 3 による。

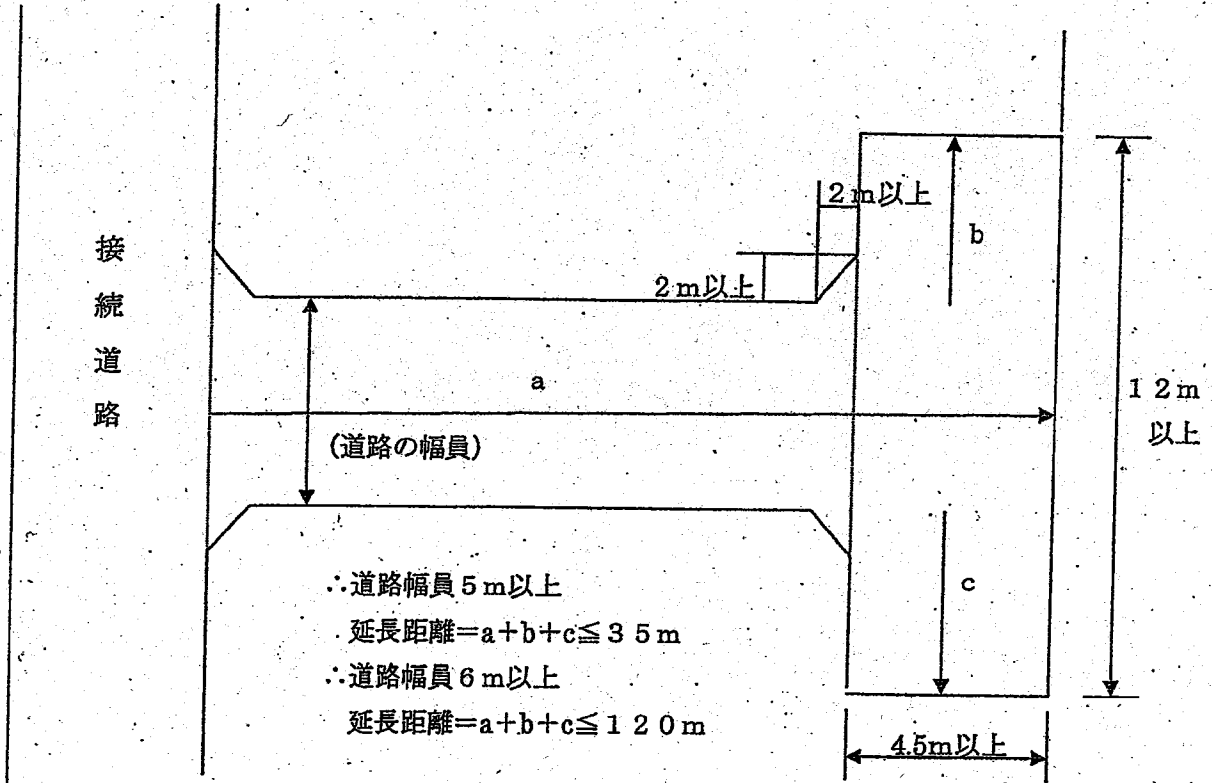
- (1) 行き止まり先が公園、広場及び転回広場等公共に供する空地に接する場合。
- (2) 行き止まり先の隣接地にその道路を延長して他の道路、公園、広場等の公共に供する空地に接続する計画がある場合。

(表 4)

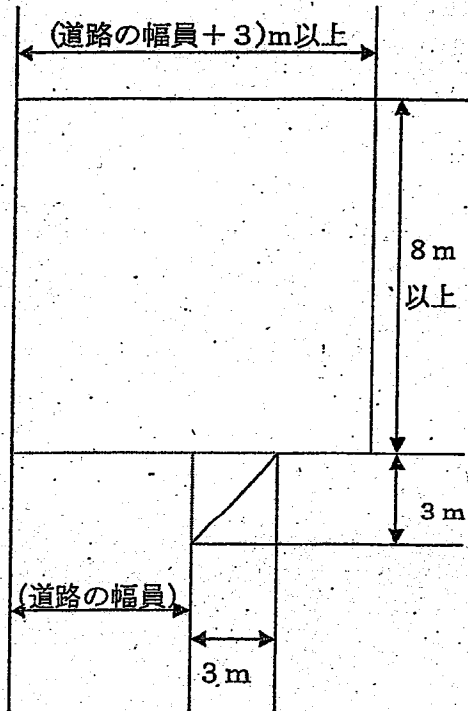
延長距離	35m以下 (転回広場を含む)	35m超~120m以下 (転回広場を含む)
道路の幅員	5.0m以上	6.0m以上
転回広場	別図 3 のとおり	

別図3 転回広場

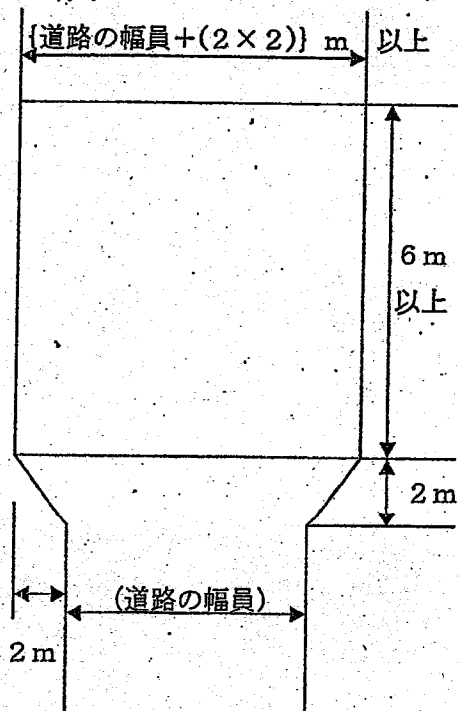
(1) 終端 (ア)



(イ)



(ウ)



(道路内に設ける階段の制限)

6 道路は階段状としてはならない。ただし、市長が通行上及び避難上支障がないと認めた場合にはこの限りではない。

なお、道路を階段状とする場合には、次の各号に適しななければならない。

- (1) 階段は、高さ3m以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場を有すること。
- (2) 踏面は30cm以上、蹴上げ15cm以下とする。
- (3) 階段には手摺り及び転落防止柵並びに上端には車止めを設けること。
- (4) 階段と接続する道路は縦断勾配を2～4%とし、長さ5m以上とすること。
- (5) 階段はセメントコンクリート構造であること。
- (6) 道路の階段接続部に車返しを作ること。
- (7) 階段構造下には地下水を排除するための浸透管を設置すること。

(歩行者専用道路)

7 歩行者専用道路については、次によること

- (1) 幅員 4.0m以上
- (2) 横断勾配 2%以下
- (3) 縦断勾配 8%以下
- (4) 路面排水は原則として側溝又は管きよを布設して処理すること。
- (5) 車両通行を排除したものとする。
- (6) 道路施設以外の占用物件は設置してはならない。

(道路の曲線半径)

8 道路が屈折する箇所には、道路幅員に応じて、道路構造令に規定する基準に準拠する曲線半径で屈折箇所を円滑にし、歩行者、自動車の通行の安全を図るため、適切な長さの見通しを確保しなければならない。また、道路の曲線部には、必要に応じて片勾配を附するものとする。

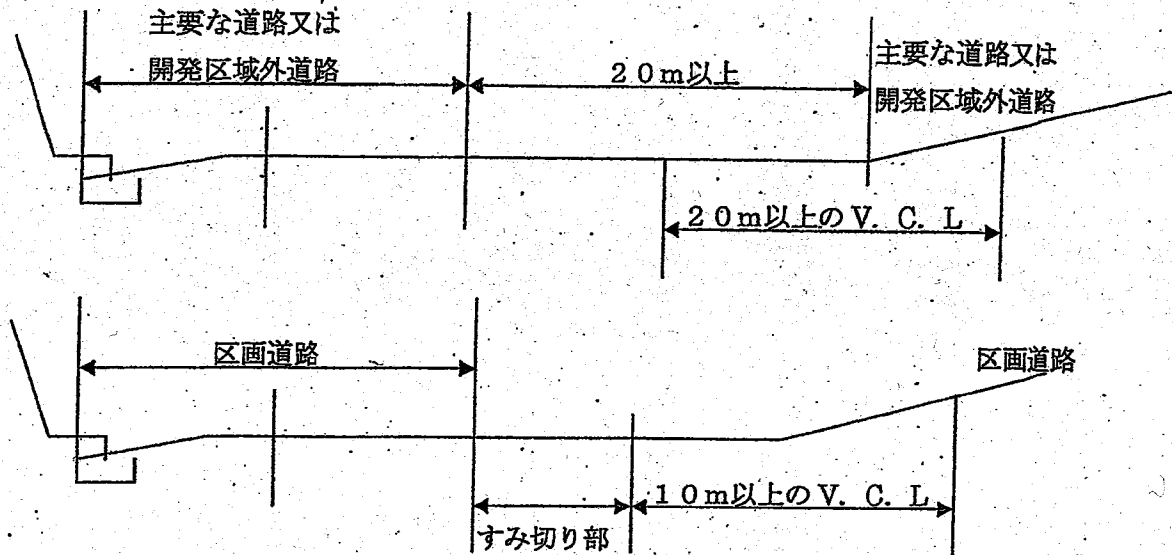
(道路の縦断勾配と舗装種別)

9 道路の縦断勾配は9%以下としアスファルトコンクリート以上の舗装としなければならない。ただし、やむを得ない場合は小区間に限り12%以下としセメントコンクリート舗装とする。

(道路の縦断曲線)

10 道路の縦断勾配の変化点には道路構造令に規定する基準に準拠した縦断曲線を設け車両走行の円滑をはかること。

なお、道路の取り付け部は次の図によること。



(道路の横断勾配)

11 道路の横断勾配は、次の各号によること。

- (1) 舗装道 1.5%以上2.0%以下 (放物線)
- (2) 歩道 2.0% (直線)

(道路のすみ切り)

12 道路の交差はできるだけ直角に近い角度で交差させることとし、交差することによりできる街角は相互道路の種類及び幅員と交角により表1-4に定めるすみ切り長を確保しなければならない。(参考図2) ただし、交差角度60度以下、または120度以上の場合はそれぞれ1m増減することができる。

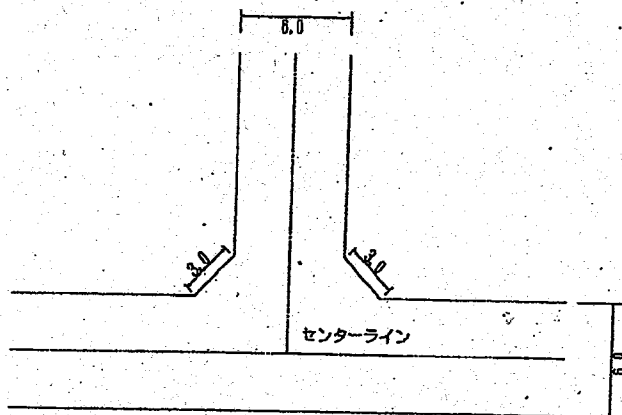
(表5)

道路幅員	6m以下		9m以下		12m以下		16m以下	
	90度		90度		90度		90度	
交差角度	120度	60度	120度	60度	120度	60度	120度	60度
6m以下	3		3		3		3	
	2	4	2	4	2	4	2	4
9m以下	3		3		3		3	
	2	4	2	4	2	4	2	4
12m以下	3		3		4		4	
	2	4	2	4	3	5	3	5
16m以下	3		3		4		5	
	2	4	2	4	3	5	4	6

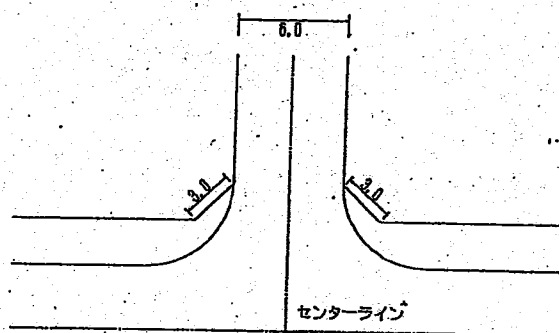
〈参考図2〉 すみ切りの長さ及び形状並びに位置

(1) 歩道なしの交差

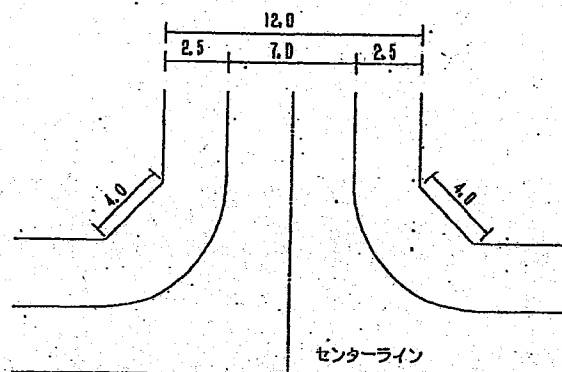
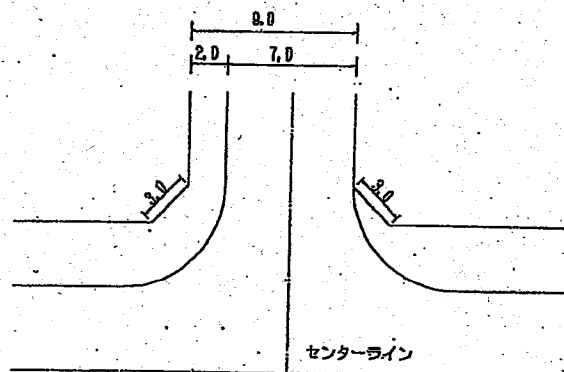
単位 (m)



(2) 歩道幅員2.5m付きの道路と歩道なし道路との交差 (宅地側にすみ切り有り)



(3) 歩道幅員3.5m付きの道路と片側歩道2mとの交差 (宅地側にすみ切り有)



(車道の舗装)

13 開発行為により設けられる道路はすべてアスファルトコンクリート以上の舗装をしなければならない。

(1) アスファルトコンクリート舗装の構造は表1-5-1によること。

(表6)

道路幅員		6.0m以下 注1	6.0m超
舗装の構造			
表層	密粒度 (13mm, 20mm)	5 cm	アスファルト舗装要綱に準拠する。
路盤	上層 粒度調整(M-30)	20 cm	
	下層 切込碎石(RC-40)	20 cm	

注1 設計交通量区分はL交通, 設計C. B. Rは3とした場合の路盤構成であり, これ以外の場合には, アスファルト舗装要綱またはセメントコンクリート舗装要綱に基づき舗装厚を変更すること。

(2) セメントコンクリート舗装の構造は表1-5-2によること。

(表7)

道路幅員		6.0m以下	6.0m超
舗装の構造			
表層	真空処理円型リングすべり止め施工(曲げ 45 kg/cm)	15cm	セメントコンクリート舗装要綱に準拠する。
路盤	切込碎石(RC-40)	35cm	

(3) その他については別途協議すること。

(歩道の舗装)

14 歩道はすべてアスファルトコンクリート以上の舗装としなければならない。

(1) 歩道及び歩行者専用道路等の舗装の構造は表1-6の値を標準とする。

(表8)

表層	透水性 (20mm) アスファルトコンクリート	3cm
路盤	切込碎石 (C-30)	10cm
	フィルター層 リードマット用砂	10cm

(2) 維持管理用車両等の乗り入れを必要とする歩行者専用道路は密粒度(20mm)アスファルトコンクリート厚5cm, 切込碎石20cm以上とする。

(3) 路床土が軟弱な場合は, 路床土の改良を行うこと。

(4) その他の種別の舗装を行う場合は別途協議すること。

(雨水等の排水施設)

15 道路は雨水等を有効に排出するため、必要に応じて次の排水施設を設けること。

- (1) 側溝は、縦断勾配を0.5%以上としなければならない。また、原則として落蓋式U字溝(240mm×240mm以上)とし、蓋は10m間隔を標準としてグレーチング(騒音防止ゴム付)を設置すること。
- (2) 横断側溝は鋼板巻込み式とし、蓋は、がたつき防止構造(原則として二次製品)のものとする。
- (3) 道路側溝には、次により集水枡を設けること。
 - ア 内法は、400mm×400mm以上の角型とし、底部には、150mm以上の泥だまりをもうけること。
 - イ 蓋は、グレーチングを使用し、片ヒンジ付または鎖付とする。
 - ウ 曲がり角及び横断側溝の両側には、必ず設置すること。

(交通安全施設等)

16 交通安全施設については次によること。

(1) 防護柵

ア 設置場所

① 路側に設置する場合

- a 路側が危険な区間
- b 道路に鉄道等が接近している区間
- c 幅員、線形等の関連で必要な区間
- d 構造物との関連で必要な区間
- e その他の理由で必要な区間

② 分離帯に設置する場合

- a 車両の対向車線への逸脱を防止する区間

③ 歩道等に設置する場合

- a 車両の路外逸脱を防止し、かつ歩行者等を車両から保護するために必要な区間
- b 歩行者の横断防止のために必要な区間
- c 歩行者、自転車等の路外への転落を防止するために必要な区間

イ 種別

- ① 防護柵の種別は、路側用、分離帯用及び歩道用に分類し、その選定、構造諸元等の技術基準については、「防護柵設置基準」による。

- a 路側用
- b 分離帯用
- c 歩道用

② 転落防止用のネットフェンスの高さは、1.2m以上とする。ただし、型式については、別に協議すること。

ウ 設置位置

防護柵は、道路幅員（歩道のある場合を除く。）のほかに、0.5m以上（のり高が0.5m以上でのり面が構造物等で保護されていない場合はのり高の10%以上とする。）の路肩を設け設置すること。

(2) 道路照明施設

道路照明施設の技術基準については、「道路照明施設設置」基準によるほか、次により設置すること。

ア 設置場所

道路照明施設を設置する区間は、別途協議すること。

イ 配置及び種別等

道路照明施設の配置、種別、構造及び設置の方法等は、別途協議すること。

(3) 道路標識、区画線及び道路標示等

ア 道路標識、区画線及び道路標示

道路の構造を保全し、または交通の安全と円滑を図るため必要な場所に道路標識、区画線及び道路標示を設けること。

なお、道路標識、区画線及び道路標示の種類、様式及び設置場所その他必要な事項については、総理府令、建設省令で定められるところに従い、詳細については、別途道路管理者及び茨城県公安委員会と協議し設置すること。

イ 視覚障害者誘導ブロック

公共施設の入口、横断歩道、バス停留所、その他必要がある場所には、視覚障害者誘導ブロック（位置標示及び誘導標示）を敷設すること。

(4) 歩道の切り下げ

歩道等の切り下げの必要な箇所の構造及び舗装等については、次の基準に準拠すること。

ア 車両乗り入れ箇所（土浦市道路工事承認基準）

イ 交差点、横断歩道（ ” ）

(5) その他の交通安全施設等

その他必要と思われる交通安全施設等については、別に協議のうえ設置すること。

(道路の下り)

- 17 道路の下りは、原則として擁壁構造とし、維持管理上支障のないように道路用地としなければならない。

(橋りょう)

- 18 道路構造令に準拠した構造とし、その他詳細については別途協議により設置すること。

(街路樹)

- 19 歩道及び中央分離帯並びに歩行者専用道路等は原則として緑化すること。

(境界石標)

- 20 道路敷地の境界には、境界標を設置しなければならない。

(道路測量)

- 21 道路の測量については、国土地理院の設置した基準点を与点とし、土浦市公共基準点により測量しなければならない。

(道路の占用物件)

- 22 道路に占用物件を設ける場合は、舗装工事に先行して設けると共に、地下埋設物件調書を調整しなければならない。これらの占用位置等の具体的な内容は道路占用許可基準によることとし別途道路管理者の指示を受けること。ただし、電柱類等交通の支障となる障害物は、原則として道路には設けないこと。

(材料)

- 23 道路施設等に使用する製品は日本工業規格品または同等以上のものとする。

(工事検査)

- 24 道路施設等に係る工事について、別に定める工事完了(中間)検査運用指針に基づき、工事の進捗状況により中間検査を受け、かつ工事が完了したときは、完了検査を受け、工事内容が当該道路整備技術基準に適合していなければならない。

(参考)

道路整備技術基準に係る都市計画法令

- 1 都市計画法第33条第1項第2号 (道路等に関する許可の技術基準)
- 2 " 第2項 (法第33条第1項第2号の基準を適用するに
 ついての必要な技術的細目は政令で定める。)
 - (1) 政令第25条第1号 (開発区域内道路の全般的基準)
 - (2) " 第2号 (開発区域内の敷地の接道最小幅員基準)
 - ア 省令第20条 (敷地規模及び建築物等の用途による新設道路幅員)
 - イ " 第20条の2 (政令第25条第2号ただし書の省令で定める単体的開発の最小道路幅員)
 - (3) 政令第25条第3号 (市街化調整区域内における大規模開発の道路幅員基準)
 - (4) " 第4号 (開発区域内の主要な道路が接続すべき開発区域外の道路幅員基準)
 - ア " 第4号
 後段括弧書 (開発区域周辺の道路状況による緩和基準)
 - (5) " 第5号 (開発区域内の道路幅員9m以上の歩車道分離の構造基準)
 - (6) 政令第29条 (政令第25条第1号~第5号に定めるもののほか、道路の構造または能力に関しては、省令第24条に規定)
 - ア 省令第24条第1号 (開発区域内の道路の構造)
 - イ " 第2号 (" 雨水等の排水施設整備)
 - ウ " 第3号 (" 道路の縦断勾配)
 - エ " 第4号 (" 階段状道路の原則禁止)
 - オ " 第5号 (" 行き止まり道路の原則禁止)
 - カ " 第6号 (" 街角せん除)
 - キ " 第7号 (" 歩道構造)

項目	検査内容	検査実施時期		備考
		中間	完了	
路盤工	路盤厚, 締め固め度, 材料の粒度, 表面不陸及び路盤構成等について, 現場検査及び施工管理記録等により確認する。	○	○	(中間検査) 下層路盤工 ①路盤厚の検査 面積が 2,000 m ² 未満の場合...3ヶ所 面積が 2,000 m ² 以上の場合...6ヶ所 ②平板載荷試験...試験箇所数は路盤厚検査の箇所数と同数とする。 (①、②とも写真管理とデータ管理を行い、完了検査時に提出すること。) ※中間検査立会い時には、平板載荷試験3ヶ所を実施し合格値(道路幅員6m以下の載荷基準値は12 kg/cm ² 以上、道路幅員6mを超える場合の載荷基準値は18 kg/cm ² 以上)を確認後、上層路盤を敷設すること。 (完了検査) 上層路盤工 ①密度試験及び路盤厚の検査の実施 ...試験箇所数は路盤厚検査の箇所数と同数とする。 (写真管理とデータ管理を行い、完了検査時に提出すること。)
表層工	表層厚, 表面の勾配, 目地及び厚さを確認するとともに, 舗装材の密度, 施工時の温度等を品質管理記録により確認する。	○	○	(完了検査) コア採取による県建設技術センターの検査データの提出。(試験箇所数は路盤厚検査の箇所数と同数とする)
側溝工	勾配, 通り, 及び目地の状態, 中だるみの有無を確認し, 基礎工事については, 施工管理記録等により確認する。	○	○	20m毎に写真提出。 (中間検査) 側溝等の雨水排水施設の勾配検査(市職員立会い)
境界	確定測量図等により現場確認を行う。	○	○	境界石標の確認。
幅員	確定測量図等により現場確認を行う。	○	○	道路幅員とその両端の側溝等構造物間の施工間差はそれぞれ5cm以内とする。
安全施設	図面等により現場確認。	○	○	基礎部の写真提出。
占用施設	下水道, 水路, 消防の用に供する貯水施設等。	○	○	(中間検査) 埋設位置等の確認—工事工程毎の写真提出。
公共施設	上水道, 保安施設, ガス施設, 電柱等。	○	○	公共公益施設に係る管理及び帰属に関する協定書による図書により確認する。
その他		○	○	帰属書類については完了検査時提出する(宅地開発現場検査報告書により確認)。

※ 施工管理記録等

出来形図表, 管理図表及び工事写真等の記録資料をいう。